

「表現の自由」の闘い方

山田太郎



表現規制の波が
押し寄せる!
もう待った
なした! 赤松健
(マンガ家)

永田町の最前線から振り返る、
マンガ・アニメ・ゲームを
守るための闘いの全貌

「表現の自由」の闘い方

山田太郎

星海社

216



2021年は表現規制の転換点

「非实在児童ポルノ」——2021年の衆議院総選挙で、この言葉が公党の公約に今さら出現するとは思っていませんでした。2010年に死語となったはずの「非实在青少年」という言葉が、再び政治の世界に現れたのです。

2021年は、7月に「VTuber戸定梨香事件（詳細は第11章）」、11月には「温泉むすめ騒動」など、いわゆるキャンセルカルチャーをめぐる議論が過熱しました。背景にあるのは、男女共同参画による表現規制をめぐる問題。そしてその原因は、国連の女子差別撤廃委員会からの勧告などの外圧です。

2つの事件に共通しているキーワードは「ジェンダー」です。その論調は、マンガやアニメ、ゲームにおける様々な表現が男女、特に女子を差別しているというもの。国際的に、性別や性差によって人権が蹂躪される国や地域があることは事実ですが、他方、男女平等

という主張のもとでの、性別の完全撤廃や男女平等の実現、杓子定規しゃくしじょうぎな押し付けや「男らしさ・女らしさ」を否定する考え方に強い反発もあります。

人権問題はグローバルに議論されるべきですが、文化的側面については、それぞれの国や地域における歴史的な背景も踏まえ、もつと丁寧ていねいに議論されるべきではないでしょうか。ジェンダー論は世界一律ではなく地域ごとの価値観や、国民や市民のコンセンサス（合意）を持つて扱われるべきだと私は考えます。

日本の政治においてジェンダー論は、国連の女子差別撤廃委員会からの勧告とそれを受けての男女共同参画の議論を代表に、かならずしも日本独自ではない、国連を通じた外圧によって議論される強い傾向があります。

国連の議論は、その構成員から、欧州の価値観を強く反映しています。欧州のリベラルな考え方に学ぶところが多いことは理解できますが、表現物に関しては日本も歴史的に独自の文化的価値観を創造してきたのであり、それが世界に認められ、評価されている面も重視すべきです。国際的な理解を深めるためには、もつと日本の価値観や主張を海外に発信する必要があります。そのためには、当事者である漫画家やアニメーター、ゲームクリエイターが国連や国際的発表の場に立ち、政治がそれをサポートしていかねばなりません。

本著執筆の理由

2016年に執筆した『「表現の自由」の守り方』（星海社）の続編として、本著を出版することになったのは、次の3つの理由からです。

- ① 2021年が新たな表現規制の始まりの年であり、表現の自由の転換点となった（特に行きすぎたジェンダー論、非実在児童ポルノと公党の公約問題）
- ② 海賊版の猛威やゲーム障害、誹謗中傷^{ひぼうちゅうきやう}等に対する政治的対策が規制につながり、多くの日本の表現物を殺してしまう時代に入った
- ③ 民間による新たな自主規制問題（GAFAM等海外のプラットフォームの自主規制など）

2016年には見えていなかった問題の表面化、あるいは「非実在」のようにすでに決着したはずの問題の復活など、表現の自由を奪う新たな脅威が浮上してきました。

2022年の今、前著『「表現の自由」の守り方』の頃よりも、表現規制を推し進める力はより複雑で強いものになっています。かつてのように、表現を規制したい一部の勢力から「守る」というレベルの話ではなく、海賊版を見なくなる誘惑、ゲーム障害に対する類

の考え方、ネット上での誹謗中傷など、普通の人の普段の生活のなかにまで、表現規制につながる考えや価値観が根を張っている状況にあります。

私^{ひと}独りでは、これらの動きと闘い抜くことはできません。だからこそ、表現の自由をめぐって何が起きているのかを多くの人に知ってもらおうことで、ともに闘い方を考えてほしい。そのためには、前著『「表現の自由」の守り方』の後、2016〜2021年までの5年間に起こった表現規制の動きや表現の自由にまつわる出来事、そして今後の闘い方について、きちんと記録しておく必要はない。そういう想いで改めて筆を執^とりました。

表現の自由の闘いを記録する重要性

表現規制との闘いは過去に幾度となく行われてきましたが、その多くはまとまった記録が残されていません。そのため、個々の闘いの裏で具体的に何が起きていたのかわからず、次の闘いを担う者が困難を極めるケースが多くありました。

たとえば、2010年の東京都青少年保護条例の「非实在青少年」との闘いについて、表現規制に対し勝利したのだという人もいれば、同年6月の否決には勝利したが12月の改正には負けたから東京都の有害図書指定は続いているのだという人もいます。

一つひとつの闘いについて、その背景、関係する人たちの考え方や行動、そして詳細な経緯と結果を理解していなければ、単純に「表現規制に反対します」「表現の自由を尊重します」と言っても意味がありません。

大切なのは、結果として、私たちが心のままに表現したり、表現物を鑑賞したりできること、そしてその自由が守られることです。そのためには、どのような背景で何が起き、人々の主張は何で、実際にどのようなように闘い、どんな結果になったのか、当事者による詳細な記録が必要なのです。

さて、ここで「非実在」に対する表現規制が問題になった2010年に、時間を戻してみたいと思います（ここからは前著『「表現の自由」の守り方』の振り返りとなります）。

2010年の「非実在青少年（東京都青少年健全育成条例）」規制

デジャブかのように、2021年に再び政治の世界に現れた「非実在」の問題。2010年当時の「非実在青少年」とはどのような問題だったのでしょうか。

「非実在青少年」は2010年に「東京都青少年健全育成審議会」が作成した「東京都青

少年の健全な育成に関する条例（東京都青少年保護条例）改正案」のなかに登場しました。

マンガやアニメに登場する18歳未満のキャラクターは「非実在青少年」とされ、性的描写を含むものを「不健全図書」に指定し、青少年への販売を禁じるという東京都青少年保護条例が提出されました。

これに反対するクリエイターたちが、「改正案が通れば、文化の根を絶つことになる」と同年3月、都庁で会見を開きました。会見には、マンガ家の里中満智子さとなかまちこさん、ちばてつやさん、竹宮恵子たけみやけいこさんなどが参加。ちばさんは「文化が興おこる時にはいろんな種類の花が咲き、地の底で根としてつながっている。根を絶つと文化が減おとる」、里中さんは「表現規制は慎重に考えないと恐ろしい世の中になる」と発言するなど、猛反発が起りました。

改正案は同年2月24日の提出後、3月19日の都議会総務委員会で採決、3月末には本会議で採決という猛スピードのスケジュールだったため、議会運営にも批判が殺到し、3月18日の議会で継続審議となり、最終的には6月の議会で否決されました。こうしてなんとかこのときの危機は回避されました。

「非実在青少年」のその後

否決された法案はその後どうなったのでしょうか。表現規制につながる流れを、完全に阻止できたのでしょうか。

実はその後、東京都青少年保護条例改正案は、更なる改正を経て、12月に可決されてしまします。

新改正案のなかには「作品に表現した芸術性、社会性などの趣旨をくみ取り、慎重に運用すること」という附帯決議ふたいがあり、これに共産党と生活者ネットワークが反対を表明したものの、自民党と公明党、最大会派の民主党が賛成したのです。そしてこの新改正案は「刑罰法規に触れる性交もしくは性交類似行為」などを「不当に賛美または誇張」した表現として、18歳未満の読者に触れさせないように規制の対象としました。

これに対し、再びマンガ家や出版社、ネットでも多くの反対の声が上がりました。実際、大手出版社10社が東京国際アニメフェアの出版を取りやめるなど、この条例の結果は波紋を呼びました。

条例は現在も運用され、毎年、多くの作品が有害図書指定されています。最近は、女性向けのBL作品が集中的に有害図書指定されたことが話題になりました。

そして、2021年、再び「非実在」の文言が公党の公約のなかに現れたのです。「非実在」の問題は、時間を経てもまだ終わっていないなかつたのです。

2012年から2016年の5年間の動き／何度も迎えた大きな危機

その後、2012年12月に私が参議院議員になってからも、表現規制の大きな波は何度となくやってきました。

2012～2016年の5年間で、特に大きな3つの闘いを、本書の前哨戦ぜんしょうせんとして改めて解説しておきたいと思います。

- ① 児童ポルノ禁止法によるマンガ・アニメ規制との闘い（2013年）
- ② TPPの非親告罪化から二次創作・コミケを守る闘い（2014～2016年）
- ③ 軽減税率を理由とした有害図書指定との闘い（2016年）

児童ポルノ禁止法改正とマンガ・アニメの運命は（2013年、児童ポルノ規制法）

突如提出されたかのような2010年の東京都青少年保護条例改正案ですが、実は国会

ではその前年から兆候が見られていました。

2009年、児童ポルノ禁止法改正案が国会で検討され、児童ポルノの単純保持罰則化を目的とする法案が提出されました。法文には、「実在のものだけではなく、マンガやアニメについても研究する」との附則条項があり、将来規制される可能性が非常に高い状況にありました。このときは政権交代の政局で法案が流れますが、話はここで終わりませんでした。

2013年に成立した児童ポルノ禁止法改正案の検討段階で、再び同じ危機を迎えます。当時私は野党に所属していましたが、自民・公明の議員からも上がった附則条項への反対や世論への働きかけが奏功し、なんとか表現規制につながる附則条項の削除に成功しました。

二次創作やコミケが救われた日（2014年、TPP著作権非親告罪化問題）

2014年、TPP交渉が本格化。このなかで、日本の著作権侵害がすべて非親告罪化する可能性がありました。非親告罪化、つまり著作権者ではない第三者が著作権者の意向と関係なく二次創作者を刑事告発できるようになれば、コミックマーケット（コミケ）や

コスプレを含む二次創作文化に壊滅的な影響を与えます。

当時のマスコミは関税撤廃による国内農作物への影響ばかりを報じていて、著作権の問題については国民の関心が低い状況でした。

2015年3月の参議院予算委員会において、私が行った質疑に対し、当時の宮沢洋一^{みやざわよういち}経済産業大臣が、「著作権の非親告罪化により同人誌即売会や同人文化に影響がある」と答弁したことで、事態が大きく展開します。

さらに私は同年8月の参議院予算委員会にて、当時の安倍晋三^{あべしんぞう}総理大臣から、権利保護と利用促進のバランスをとりながら交渉にあたるとの答弁を引き出しましたが、その後で、非親告罪化した場合の日本文化へのマイナス打撃の大きさを材料に、水面下でTPPの日本の交渉担当官と交渉していました。

結果、TPP合意書の段階では「原則非親告罪化、例外的に親告罪あり」だったのに対して、国内法では「原則親告罪のまま、例外的に非親告罪化する」と内容を180度転換させることに成功しました。つまり、国内では、そのままコピーした海賊版以外は、原則親告罪となりました。

しかしまだ課題は残っています。TPP交渉で原則親告罪としても、国内法整備の段階

で文化庁を中心に官僚が非親告罪を原則とする法案を起案する可能性があります。

そこで2015年10月、私が司会と進行を務めるMANGA議連に当時の馳浩^{はせひろし}文科大臣を招聘^{しょうへい}。マンガ家の赤松健^{あかまつけん}さん、弁護士^{ふくくい}の福井健策^{けんさく}さん、著作権関係の大学教授、コミケ準備会の安田^{やすだ}かほるさんと里見直紀^{さとみなおき}さんなども招聘し、著作権は原則非親告罪でなくてはならないと発言していただくことで、参加していた文化庁著作権課長に対し馳大臣から直接「本日の会場の意見を尊重して法案準備をするように」との大臣指示を引き出すことに成功しました。これは異例中の異例でした。さらにこのとき、テレビや新聞社などのマスコミも呼んでおり、指示を反故^{ほご}にされないよう入念に準備をしていました。こうして二次創作やパロディ・コスプレ・コミケをはじめとする同人誌即売会は守られたのです。

有害図書指定との闘い（2016年、軽減税率の有害図書指定問題）

2016年1月には、軽減税率（消費税の複数税率）導入に伴い、「有害図書」を指定しようという議論が起きました。「出版物の軽減税率をエロ本にまで適用する必要はないだろう」という論調でしたが、これが通れば今まで青少年向けに「不健全図書」として区分

販売されていた出版物までもが、成人向けに「有害」であると指定されてしまいました。

そこで私は2016年1月の参議院予算委員会で、「有害図書指定は憲法の租税法律主義（税率は法律で決めなくてはならず、民間の出版社が「これは有害図書だから課税」などと決めてはならない）に反するのではないか」と質疑。結果、菅義偉官房長官（当時）より「自主規制による有害図書指定は法律的に難しい」、安倍総理より「出版物を事前に政府が審査し税率を決めることは検閲にあたり、できない」との答弁を引き出すことで、2018年実施予定だった軽減税率に伴う有害図書指定を無効化することに成功しました。

「この書物は有害図書だから税率10%、そうでないものは8%」と政府が書物の中身の評価に介入すること、そして書店などがそれらを排する行為につながることは、まさに表現規制そのものになる危険があったのです。

ではそろそろ時計の針を2022年に戻して、表現の自由をめぐる問題とその闘い方を、一緒に考えていきましよう。

目次

はじめに 17

2021年は表現規制の転換点 17

本著執筆の理由 19

表現の自由の闘いを記録する重要性 20

2010年の「非实在青少年（東京都青少年保護条例）」規制 21

「非实在青少年」のその後 23

2012年から2016年の5年間の動き／何度も迎えた大きな危機 24

児童ポルノ禁止法改正とマンガ・アニメの運命は（2013年、児童ポルノ規制法） 24

二次創作やコミケが救われた日（2014年、TPP著作権非親告罪化問題） 25

有害図書指定との闘い（2016年、軽減税率の有害図書指定問題） 27

日本国民のネット生活を脅かす 静止画DL違法化問題

39

なぜ「スクショが違法」になろうとしていたのか？ 40

年々強化される「私的複製」の制限 41

違法ダウンロード対象拡大でマンガ家たちが大反対 43

日本マンガ学会による「緊急集会」が開催 44

自民党中枢メンバーも改正案に大反対 47

反対意見が出るも、予断を許さない状況 48

私の議員生命を賭けた「首相官邸へのアプローチ」 50

入党の後押しになった「知財調査会長の言葉」 51

海賊版対策の党内の「実質上の責任者」に就任 53

問題の改正案は最終的にどう変わったのか？ 53

海賊版サイトの閉鎖につながった「リーチサイト規制」 56

萎縮を生まないための「11の関門」 59

第

2

章

世界規模で広がり続ける
海賊版との闘い 65

「海賊版被害」は新人作家ほどダメージが大きい 66

リーチサイトの成長は鈍化したか 69

「海賊版対策」の今後の課題 73

「漫画村」とはなんだったのか？ 74

なぜ犯人の身元を特定できたのか？ 78

日本の「発信者情報開示請求制度」の問題点 81

新たな脅威「ベトナム系」の台頭 83

「サイバー警察局」設置へ 85

第
3
章

ゲーム規制問題の背景はいかに

89

人気の裏でうごめく「ゲーム規制」の影 90

きっかけはWHOの「ICD-11」 90

香川県の「ネット・ゲーム依存症対策条例」の多すぎる問題点 94

ツッコミどころの多すぎる香川条例 98

まだまだツッコめる香川条例 102

全国に広がるゲーム規制 103

ICD-11は政治が作りあげたのか 105

韓国に混乱を招いた「ゲームシャットダウン制」 108

ゲームは精神的アヘンか？ 110

ゲームのおかげで 112

第 4 章 外圧と問われる政府の基本政策

117

公権力が「憲法第21条」を侵すとき 118

「表現の不自由展」はなぜ揉めに揉めたか？ 120

政治家の発言を「憲法違反」と断言できない理由 124

「表現の不自由展」よりも深刻な「ジャパン・アンリミテッド」問題 125

「男女共同参画基本計画」が守るものは 127

表現規制を招く「外圧」の正体 130

人権はグローバル、文化はローカル 132

20年前の政府が刺しに来る 135

自民党の法案を見直させる 140

児童ポルノ禁止法改正案「附則の2条」の再来 142

大炎上した「共産党の公約」 145

第 5 章 複雑化する著作権法と表現の自由

153

リツイートが「違法」になるとき 154

著作者の2つの権利 156

何を理由に最高裁は違法と判断したのか？ 158

日本のデジタル化を遅らせた「Windy事件」 164

同人文化を守った2020年の知財高裁判決 166

第 6 章

ネット上の誹謗中傷対策と
匿名表現の自由 171

誹謗中傷は言われたもの負けか？ 172

誹謗中傷をなくす「4つの提言」 173

「プロバイダ責任制限法」改正で変わった2つのこと 178

誹謗中傷を食い止めるための「7つの対策」 181

誹謗中傷対策が「表現の自由」を奪う危険性 185

コロナ禍^かと同人誌即売会の かつてない危機 189

コロナ禍が招いた「表現の場」の危機 190

集客型エンターテイメントを守るための4つの要請 191

3回目の緊急事態宣言が招いた「スパコミ中止騒動」 196

当事者の声を国に届けるために 198

ヒアリングをもとに政府に行った「3つの提案」 201

政府と国民のコミュニケーションを円滑化する提言 206

第
8
章

国力に直結するフリーランス待遇問題

213

日本からアニメーターがいなくなる？ 214

フリーランスの立場が弱い2つの理由 215

2019年、フリーランスを守るために 218

政府がようやく動いた 221

フリーランスを守るための闘いは始まったばかり 225

第
9
章

失われゆくIPを守れ

コンテンツアーカイブの課題 229

「表現の自由」をめぐる喫した苦い敗北 230

メディア芸術ナショナルセンターの3つの意義 231

第
10
章

国際化する表現の自由の問題

249

2019年の苦すぎる経験 234

世界で進む国立図書館のデジタル化 236

国会図書館デジタル化を阻む「大きな壁」 238

国会図書館資料のデジタル化と障がい者の就労支援 241

国会図書館デジタル化予算と障害者優先調達推進法 242

東京コロナー視察 243

知のアーカイブを継承するために 245

ある日、事務所に届いた「1通のメール」 250

なぜレジットカード会社が表現規制を進めるのか？ 252

この問題に政治家が介入できない理由 254

「GAFA」は大統領よりも強し？ 256

『ラブひな』は有害図書？ 258

第
11
章

私たちを内側から蝕^{むしば}む自主規制問題

263

戸定梨香を削除に追い込んだ議員連盟の衝撃 264

全国フェミニスト議員連盟の抗議文が筋違いな理由 267

表現の自由の未来は、厳しくも明るい 268

巻末対談

赤松健×山田太郎 271

おわりに 283

第

1

章

日本国民の

ネット生活を脅かす

静止画Dシ違法化問題

なぜ「スクショが違法」になろうとしていたのか？

スマートフォンが普及して以来、「スクショ（スクリーンショット）」は日常的な行為になりました。趣味や勉強の資料用にニュース記事をスクショしたり、好きなクリエイターがSNSに上げたイラストなどをスクショした経験がある方も多いのではないのでしょうか。

実は、2019年3月にスクショが違法になる可能性がありました。文化庁の「著作権法改正案」によって、映像や音楽に限定されていた違法ダウンロードの対象が、マンガなどの静止画にまで拡大しようとしていたのです。

より詳細に言えば、「違法にアップロードされたコンテンツを、違法と知りながら、ダウンロードする行為」の規制の対象が、静止画やテキストなど著作物一般に広がるようになっていました。当初ツイッターのアイコン（アカウント名と一緒に表示されるプロフィール画像）まで対象になると、ネットでは騒然となりました。

当初の目的は、マンガの海賊版を撲滅^{ほくめつ}するためでしたが、当事者であるはずのマンガ家たちが反対集会を開催したり、ネットユーザーから不安や混乱の声が寄せられたりするなど、問題の多い法案でした。

いったいなぜ、当事者たちが反対し、社会に混乱を招くような法案が提出されたのでし

ようか？ なぜそれが与党である自民党の部会、総務会を通過し、ギリギリのところ食い止められたのでしょうか？

この改正案誕生の大きなきっかけは、海賊版サイト「漫画村」の存在です。2016年1月に開設された漫画村は、インターネット上で無料で漫画が読めることを謳っていました。

そこで扱われているのはどれも最新作・人気作ばかり。『ジャンプ』や『マガジン』、『サンデー』など人気マンガ誌の最新号が、発売したその日に英訳された状態でアップロードされたり、同様に『進撃の巨人』や『鬼滅の刃』などの最新刊がアップロードされたりもしていました。

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の試算によれば、漫画村による権利者の被害額は約3000億円。同年の紙と電子を合わせたコミック市場規模が6126億円だったことから、被害の甚大さがわかります。

年々強化される「私的複製」の制限

大本の原因は漫画村にあります。しかし、それ以前からもスクショやダビングといった

- スクシヨ違法化阻止（官邸への働きかけ）
- 新しい著作権法改正の責任者として、
海賊版対策と表現の自由のバランスをとる

第

2

章

世界規模で

広がりを続ける

海賊版との闘い

「海賊版被害」は新人作家ほどダメージが大きい

第1章でも紹介した通り、2020年10月1日からリーチサイト規制、2021年1月1日から侵害コンテンツのダウンロード違法化の範囲拡大がスタートしました。

主な目的は2016年からマンガ業界に多大な被害をもたらしていたインターネット上の海賊版対策です。果たしてどれだけの効果があったのでしょうか？

それを検証するため、2021年3月3日に、私が長年発信している政治バラエティ番組「山田太郎のさんちゃんねる」(2013年から9年間毎週配信し続け、現在、毎週水曜21時よりYouTube「参議院議員 山田太郎公式チャンネル」で配信中。配信回数470回以上を数える)に赤松健さんを招き、海賊版対策の効果について語ってもらいました。そこでわかった「海賊版被害の現状」を紹介します。

まず海賊版サイトには2種類あります。①パソコンやスマホのブラウザから読める「ストリーミング型(オンライン型)」と、②違法コンテンツのアップロードサイト(サイバーロツカー)のリンクを掲載した「ダウンロード型」です。②はリーチサイトとも呼ばれます。ダウンロード型サイトには、『UQ HOLDER!』など赤松さんの作品のリンクも掲載されていました。67ページの下図は実際のリーチサイトのキャプチャー画像です。右に

【マンガ海賊版サイトの種類】

① オンライン(ブラウザ)型 →

↓ ② ダウンロード型



マンガ海賊版サイトの種類 (2021年3月3日、赤松健作成)

漫画 小説 一般書籍 RAW ZIP RAR 無料ダウンロード

ホーム 漫画 漫画雑話 雑話 小説

【赤松健】UQ HOLDER! 第01-24巻

© 11-11-2020 一般漫画, 新巻おすすめ 赤松健



Rapidgator 予備リンク Ver.3

第24巻

RapidGator(Premium) UQ_Holder_24.rar (129.09 MB)
 TakeFile(Premium) UQ_Holder_24.rar (129.09 MB)
 Novafile UQ_Holder_24.rar (129.09 MB)
 ZeroShare UQ_Holder_24.rar (129.09 MB)
 WupFile UQ_Holder_24.rar (129.09 MB)
 Uploaded UQ_Holder_24.rar (129.09 MB)

第23巻

RapidGator(Premium) UQ_Holder_23.rar (137.02 MB)
 TakeFile(Premium) UQ_Holder_23.rar (137.02 MB)
 Novafile UQ_Holder_23.rar (137.02 MB)
 Uploaded UQ_Holder_23.rar (137.02 MB)

第21-22巻 Trim Fix

RapidGator(Premium) UQ_Holder_21-22.rar (309.90 MB)
 TakeFile(Premium) UQ_Holder_21-22.rar (309.90 MB)
 Novafile UQ_Holder_21-22.rar (309.90 MB)
 WupFile UQ_Holder_21-22.rar (309.90 MB)
 Uploaded UQ_Holder_21-22.rar (309.90 MB)

第17-21巻

RapidGator(Premium) UQ_Holder_17-21.rar (541.98 MB)
 TakeFile(Premium) UQ_Holder_17-21.rar (541.98 MB)
 Novafile UQ_Holder_17-21.rar (541.98 MB)
 WupFile UQ_Holder_17-21.rar (541.98 MB)
 ZeroShare UQ_Holder_17-21.rar (541.98 MB)
 Uploaded UQ_Holder_17-21.rar (541.98 MB)

リーチサイトの構造について (2021年3月3日、赤松健作成)

第2章における山田太郎のはたらき

● 新法が海賊版対策に貢献

● 警察庁サイバー局設立へ